

週刊 タバコの正体

新年を迎えました。平成31年(2019年)が始まりましたが、今年は5月に新しい元号にかわるので節目の年となるでしょう。しかし皆さんにとっては、まだ今年度は終わっていません。締めくりとなる3学期は卒業、進級に向けて、各自しっかり取り組んで下さい。

さて、人が集まる所は禁煙が常識となってきていますが、これはその場所の管理者が「禁煙にご協力下さい」もしくは「喫煙をご遠慮下さい」とお願いしているからです。多くの人は受動喫煙の有害性を意識しているので、この「お願い」に応じてくれている、というのが現状です。じつは日本には「受動喫煙の防止に努めなければならない」という法律があっても喫煙を禁止する法律がありませんでした。

世界的に見れば公共の場所を法律で喫煙を禁止している国が多くあります。左の表にあるとおり、8種類に分類された公共場所の3種類以上に法律で禁煙義務を課している国が3分の2以上もあります。

さらに、下の表を見てください。近年の五輪開催地には必ず禁煙を義務化した法律もしくは条例がありましたが、2020年開催予定の東京には、まだない状況でした。

このようにタバコ対策が遅れている日本ですが、ようやく公共場所の禁煙を義務化する「改正健康増進法」という法案が昨年成立しました。

きれいな空気の日本になって欲しいものです。

産業デザイン科
奥田 恭久

◆世界の規制状況 (WHOの調査)

出典: "WHO report on the global tobacco epidemic, 2017"

- 世界の186か国中、公衆が集まる場 (public places) すべて (8種類) に屋内全面禁煙義務の法律があるのは55か国
- 日本は、屋内全面禁煙義務の法律がなく、**世界最低レベルの分類**
※「基本的な考え方の案」に基づき、規制を強化しても1ランク上がるのみ

禁煙場所の数	国数	代表的な国
8種類すべて	55か国	英国、カナダ、ロシア、ブラジル等
6~7種類	23か国	ポルトガル、ハンガリー等
3~5種類	47か国	ポーランド、韓国等
0~2種類	61か国	日本、マレーシア等

公衆が集まる場 (public places)とは、
 ①医療施設 ②大学以外の学校 ③大学 ④行政機関
 ⑤事業所 ⑥飲食店 ⑦バー ⑧公共交通機関

厚生労働省「受動喫煙防止に関する国際的状況」から

五輪開催地・予定地の受動喫煙対策

◎=禁煙を義務化 ○=分煙を義務化 ▲=どちらも努力義務	飲食店	鉄道の 駅・バス
北京(2008年)	○	◎
バンクーバー(10年、カナダ)	◎	◎
ロンドン(12年)	◎	◎
ソチ(14年、ロシア)	◎	◎
リオデジャネイロ(16年、ブラジル)	◎	◎
平昌(18年、韓国)	○	○
東京(20年)	▲	▲

※厚生労働省調べ、屋内での対策に限る。国の法律か開催都市の条例による。